

# 令和6年度第2回 京都地方最低賃金審議会

## 議事録

令和6年7月26日（木）

午前10時00分～午前11時25分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

## 令和6年度 第2回 京都地方最低賃金審議会

令和6年7月26日（木） 午前10時00分～午前11時25分  
京都労働局 6階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局、◆意見陳述者

(開始)

○清水賃金室長

それでは、時間になりましたので、これから第2回京都地方最低賃金審議会を開催します。

開会前に事務局から、傍聴人の出席状況について報告させていただきます。

会議は公開としており、本日の傍聴者の出席は6名と、意見陳述者6名となっております。また報道機関の方が2社、取材に来られています。

配布資料ですが、本日、議事次第と提出資料がナンバー1から14まであります。当日配布資料もあります。

それから、委員の皆様の机の上に第3回本審の開催通知を、専門部会委員の皆様のお机には専門部会委員の委嘱状、専門部会の開催通知を置かせていただきました。

不足はないでしょうか。

それでは会長、よろしく申し上げます。

○岩永会長

おはようございます。

ただいまから、第2回京都地方最低賃金審議会を開催します。

では、本日の出席状況の報告をお願いします。

○清水賃金室長

本日の出席状況についてご報告します。

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、総数14名の出席により、本審議会が有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

では、労働者側は大西稔委員、お願いします。

使用者側は、沼田委員をお願いいたします。

それでは、議事に入っていきます。

一つ目の議事は、特定最低賃金の改正決定の必要性に関わる諮問についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

はい。本年度は、現時点で金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業について、労働局長に対して、改正決定の申出が出されています。

また、各種商品小売業につきましては、先ほど申出がありましたので、次回、審議会に資料を載せさせていただきます。

さらに、百貨店総合スーパーにつきましては、今年の4月から日本標準産業分類が変更したことで、新たなデータを使用するための手続きがあり、適用労働者の算出に時間を要するため、後日、別途申出されるということです。

それでは、資料をご説明します。

まず1ページ、資料ナンバー1、この一覧表ですね。

2ページ以降の資料ナンバー2から5が申出書の写しになります。

本日は、現時点で申出があった4業種について、労働局長から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただくことになります。

今後、別業種の申出があった場合は、別途諮問させていただきます。

局長、会長、準備をお願いいたします。

○角南労働局長

諮問いたします。よろしくをお願いいたします。

（角南労働局長から岩永会長へ、諮問文を手交）

○清水賃金室長

それでは、諮問文の写しを配布させていただき、事務局から諮問文を読み上げます。

(諮問文写し配布)

○清水賃金室長

諮問文を読み上げます。

京労発基 0726 第 1 号

令和 6 年 7 月 26 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長 角南 巖

京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第 21 条の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下、4つの業種が書いてありますが、上のほうから順番に、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業となっており、この4業種につきまして、改正決定の必要性の有無について、京都地方最低賃金審議会の意見を求めるとの内容でございます。

4業種の申出書は、資料ナンバー 2 から 5 に添付されていますので、そちらをご参照ください。

それでは、局長から一言、お願いいたします

○角南労働局長

本年度は4業種について、改正決定の申出がございまして、これを受けて諮問をさせていただきました。

特定最低賃金につきましては、労使のイニシアチブにより設定していただくといったものがございますが、改正決定の必要性につきまして、ご審議をいただくようよろしくお願いを申し上げます。

○岩永会長

はい、ただいま局長から、4業種の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議については、前回の全員協議会で、審議方法などを検討いたしました。引き続き、この後開催されます全員協議会で審議方法などについて審議することとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

では、そのようにさせていただきます。

続いて、次の議事に入りたいと思います。

次は、地域別最低賃金専門部会の委員の任命についてです。

事務局から、報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

10 ページ、資料ナンバー 6 をご覧ください。

専門部会委員の任命につきましては、7月23日付けで、京都府最低賃金専門部会委員として任命させていただいており、本日、各委員には辞令を机上配布させていただいております。また、開催通知につきましても、机上配布させていただいております。

本来でしたら、お一人、お一人を紹介して、ごあいさつをいただくところですが、時間の都合もありますので、省略させていただき、名簿の確認で紹介に代えさせていただきます。

事務局からは以上です。

○岩永会長

それでは、次の議事に入りたいと思います。

次は、京都府最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取の件についてでございます。

本日は、6団体から提出された意見書にかかわって、参考人から意見発表がございします。

事務局で進行をお願いいたします。

○清水賃金室長

はい。地賃の改正諮問に係る関係団体の意見聴取の公示を行いましたところ、6団体から意見発表届が提出されました。本日の発表は、6団体となります。

では、お手元の11ページの資料ナンバー7からナンバー12の意見発表届を元に、その要点等について意見発表を行っていただきます。

意見発表についての質問などがございましたら、それぞれの方の発表後をお願いいたします。

発表の順番は、資料の順とさせていただきます。

なお、意見発表の時間は一発表者につき6分間としています。発表者の皆様に

は、時間厳守でどうぞよろしくお願いいたします。6分を過ぎた場合は、事務局から声をかけさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、発表につきましては、「地域最低賃金の改正にかかわって」に限定させていただいておりますので、こちらルールにのっとってお願いいたします。

最初の発表者は、11 ページ、資料ナンバー7、京都地方労働組合総評議会事務局長の柳生剛志さんです。

では、お願いします。

◆京都地方労働組合総評議会 柳生

皆さん、おはようございます。

京都総評の柳生でございます。本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

私の資料は、12 ページからになりまして、それに基づきまして意見陳述をさせていただきます。

政府は骨太方針で、最低賃金を2030年代半ばまでに、全国加重平均で1500円を目指す、早期に達成しようということを申し上げておりますけれども、実際、今、世界（先進諸国）では、すでにもう最低賃金1,500円が当たり前という状況になってきております。

昨年末の為替レートで、各国の最低賃金を計算しますと、例えばドイツで時給1,976円、フランス1,834円、オーストラリア2,223円ということで、もはや1,500円どころではないぐらい、世界的には最低賃金が引き上げられているという状況でありまして、改めて最低賃金の大幅な引き上げが急務であると感じております。

本日の資料に、京都総評が発表しました『最低生計費試算調査』の冊子がございます。後ほどご覧いただければと思うのですが、2018年の時点で、20代の若者が、京都で一人暮らしをしながら普通に暮らすためには、時給1,600円以上が必要という結果が出ました。この調査をこの間の物価高騰を反映した形で、補正計算をした結果、この意見書の表1にございますように、時間額で1,700円以上が必要という、さらに1,600円を上回る結果が出てきておるわけであり

ます。意見書の2ページ目のほうにまいりますけれども、この調査は、全国でも実施をしております。都市部でも、地方でも必要な額は大きく変わりません。意見書の真ん中の表2をご覧ください。東京都北区と佐賀市の比較でございます。都市部は家賃が高かかわりに、公共交通網が発達している関係で、自家用車を保持する必要性がなく、交通費が安く上がります。一方で、地方では家賃は安いものの、自家用車にかかわる費用が大きくなるため、総額で大きな差が出なくなってい

ます。これは、京都府南北でも同様の傾向があると推察をされます。

また、全国的に最賃額の地域格差が、労働力人口の流動に影響を及ぼしているという指摘もございます。きょうの資料の15ページに資料を入れておりますけれども、地域最賃と人口の社会的増減の比較図ということを入れております。こちらのグラフは、折れ線グラフが最低賃金の都道府県の額で、棒グラフが人口の増減です。最低賃金が低いところは、どんどんと人口が流出をして都市部に集中しているというふうに見て取れると思うのです。改めて、地域の衰退、疲弊を防止するためにも、全国一律の最低賃金制度の確立が急務であると考えております。

今月、立命館大学経済学部の橋本貴彦先生に委託研究をお願いしまして、産業連関表を元に最低賃金を時給1,500円へ引き上げる経済効果についての試算調査を行い、記者発表を行いました。その結果、最低賃金を時給1,500円に引き上げることによって、府内の企業、事業所などの生産は約1,700億円増加し、雇用は約1万5000人増えるということの解明をさせていただきました。まさに最賃の引き上げが、労働者にとっては生活改善、事業者にとっては業績改善のウィンウィンの連関になると同時に、国内経済の戦略として重要な政策であると考えております。

ただし、最賃を引き上げるには、中小企業が経営不安に陥ることなく、安定的に安心して賃上げできるような中小企業支援策の抜本的な転換、拡充が必要です。ましてや、最低賃金を使って、中小企業を整理、淘汰しようとするなど、断じて許されないと考えております。

物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、パートナーシップ構築宣言や、労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などが実効性を発揮することなどを通じた取引の適正化、環境整備などが求められます。そして、賃上げのための国独自の補助金や社会保険料の減免など、直接的かつ総合的な抜本的支援策も不可欠です。

最賃引き上げの支援策として国が位置づける業務改善助成金は、昨年の本審議会の答申で、助成制度として極めて不十分とありますように、生産性向上の要件は厳しく、使いにくい、そういうふうに使われております。

こうした国の不十分な賃上げ支援制度に対して、地方自治体が独自に賃上げ原資への直接支援を開始しています。本資料の16ページに、その地方自治体独自の賃上げ支援制度の施策を紹介させていただいております。例えば、岩手県では、時給を50円以上上げた企業に対して、真水の支援ということで5万円を支給する。こういった制度も作っております。持続的賃上げのインセンティブ、カンフル剤としてのこの賃上げの支援が非常に有効であると私ども、考えております。

ただ、これにつきましては国の責任でやるべきものだと考えておりまして、改

めて、国の責任を求める見識を発揮していただくことを求めて、私の意見表明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問など、ございませんでしょうか。

河原委員、お願いいたします。

○河原委員

ありがとうございました。河原でございます。

今、ご説明いただいたように、最低賃金の賃上げは必要かと思うのです。中小企業への支援策も必要であることをご説明いただいて、岩手県とか山形県、高崎市の例をここに挙げていただいているのですが、これは実際にどれぐらい活用されているとか、申請の仕方が複雑ではないとか、そのような内情とかを、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。

◆京都地方労働組合総評議会 柳生

ご質問ありがとうございます。補足していいですか。

特に群馬県高崎市のところですけども、当初、昨年度の予算で募集をしたんですけども、これが次々と募集が増えて、第2弾ということで打たれています。岩手県についても、一応もともと予算枠が少なかったんですけど、これを増やしてやっているのです。実際に岩手県の、この物価高騰対策賃上げ支援のホームページのところ、現在どれぐらい申請がありますということが出ているんですけど、開始して、この2月から開始したのですが、一気に申し込みが出て、かなり注目されているというふうに聞いております。

○岩永会長

私からも一つよろしいでしょうか。

立命館大学の橋本先生の研究成果の発表について言及がありましたが、そこで最低賃金を1,500円に引き上げることによって、京都府の企業だとか事業所などの生産は、1,500億円以上増加し、雇用も増大するというようなことですが、私も、経済の専門家ではないので、もしよろしければ、どういう理屈でこういうふうに、その生産が増えるとか、あるいは雇用の人数が増えるとか、ご存じであれば教えてください。

◆京都地方労働組合総評議会 柳生



私も専門家ではないのですが、ここの分野に賃金を上げて、それで投資が集中して、どのように連関していくかという産業連関表というのがありまして、それに具体的な数字を入れていくことで、賃金を上げることによって、これだけの生産が増える、雇用が増えるというような計算をして出される、導かれる調査ということです。

詳しくは総評のホームページにこの件をアップしております。また、資料が必要でしたら提出させていただきますので、よろしく申し上げます。

○岩永会長

ありがとうございました。

◆京都地方労働組合総評議会 柳生

ありがとうございました。

○岩永会長

次の発表者について、事務局よりお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表の方は、23 ページ、資料ナンバー 8、京都生協労働組合パート部会書記長の小泉貴子さんです。

では、お願いします。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

皆さん、こんにちは。発言の機会をいただきありがとうございます。京都生協労働組合パート部会書記長の小泉貴子です。よろしく申し上げます。

最低賃金を 1,500 円に。このことは、他の発言者の方からもあるでしょうから、私の発言としては、せめて 1,200 円を求めます。この金額は、今年の春闘で賃上げを要求するときに、せめて 1,200 円はもらわないと、物価高騰の中では暮らしていけないし、人手不足なのに人が来ないと、労働組合で話し合っただけの要求額です。これでも相当譲歩した金額です。1,200 円にしてください。

春闘の要求額という話をしました。企業内の時給は最低賃金ではなく、労働組合が交渉してとか、企業の方針によるなどと言われるかもしれませんが。私の実感では違います。今年の団体交渉での使用者側の発言から読み取れたのは、最低賃金さえ超えていけば何の問題もないと、開き直ったような態度でした。

剰余、いわゆる一般の企業というところの利益が出ている大企業である京都生協でもそうなんです。京都生協の今年の賃上げは 42 円でした。確かに賃上げ

はありましたが、使用者側は、秋に最低賃金が上がるのを見越して春から上げるという趣旨の発言をされました。

たとえ労働組合があつたとしても、時間給者の時給が上がるかどうかは、やはり最低賃金に大きく影響されるのが実態です。

時間給者がフルタイム、週5日、一日8時間働いた場合に、ゆとりある暮らしができる最低賃金にしてください。ここで言うゆとりある暮らしは、海外旅行に行きたいとか、高級外車に乗りたいとか、そういうレベルの話ではありません。毎月、赤字にならないか心配しながら暮らさなくていい。たまには外食に行きたい。暑いときにはクーラーをつけたい。老後2,000万円問題とか言われているし、少しは貯金もしないと不安。そういったレベルの話です。ぜいたくでしょうか。

最近思ったことは、困っている人は、労働組合の外にも当然いるということです。この場にいるのは、私も含めて余裕のある人たちです。私は専従なので、この時間もお給料が発生しますし、この原稿を考えている時間も一定お給料が発生しています。でも、時間給者が発言しようと思ったら、この時間、働いていたらもらえたはずのお給料は入ってきませんし、ここまでの交通費は自腹でしょう。

労組費の月1,000円も節約したい。労働組合で活動する時間もない。その時間があつたら働くか、休みたいという方が多くいます。子どもを食べさせるために、自分は一日一食にしているという方がいます。ダブルワークで、一日13時間以上働く人がいます。

さまざまな労働者の実態については、こちら、全国生協労働組合連合会の『パート労働黒書』を資料として提出していますので、お読み取りいただければと思います。特に33ページからの手記編は必ず目を通していただきたいと思います。暗たんたる気持ちで、毎日を何とか乗り越えているというのがひしひしと伝わると思います。

実は、この黒書を作るための原稿集めが大変なんです。つらい思いをしている人がいないというわけではありません。労働者として発言するとき、何かを訴えるとき、匿名であろうとなかろうと、自尊心がガリガリ削られるんです。実態を話さないと、人にはわかってもらえないと知っています。だから私はこの場にいます。それが私の仕事でもあります。

非正規でフルタイムで働いていると、何で正規にならないのとも言われます。違う仕事を探せば。副業すれば、いろいろ言われます。事情は人それぞれです。

非正規という制度自体、当初は予定していなかったとしても、フルタイムで働くことを禁止しているわけではないですよ。それなら、非正規でフルタイムで働いても、普通に暮らしたいという最低賃金にしてほしいです。

全国一律最低賃金を求めます。特に京都生協の職員としては、大阪の最低賃金、時給の動向が非常に気になります。人手不足を実感しない日はありません。人が来ません。欠員の状態が一年以上、下手をすれば数年続いている店舗や宅配もあります。それでも店舗は営業しているし、宅配は皆さんのところに届きます。生協のパートさん、パートさんに限らずですが、真面目なので、人が足りなくても、無理して頑張っって何とかしちゃうのです。

店舗では、来店の予測に合わせて、例えばレジを5台開けなきゃいけないという時間、曜日が欠員で、いつもは誰かが休みの日に出勤しているのだけれども、その週はどうしても交代が見つからなくて、3台で乗り切るしかない、そういう日もあったと言います。店長や副店長が、パートかアルバイトがする作業をしています。欠員だからです。店長や副店長の本来の仕事は、いつやればいいのか、しょうか。

宅配では、固定代送という単語があります。単に、その日、病欠の人が出たから代わりに誰かが宅配に行くというのは代送です。明確な定義はありませんが、固定代送となると、例えばもともと週4日配達に行く契約なのに、欠員で人がいないので、新しい人が来るまでの間、週5日行ってくれというようなケースです。それが、中には一年以上続く場合もあるとのこと。

大阪と京都の最低賃金の話に戻します。実際のところ、最低賃金基準で時給を設定している企業が多く、大阪と人の取り合いで負けます。現在は京都が1,008円に対して、大阪は1,064円です。56円違います。フルタイムで働いたとして、月で8,960円の差が出ます。この差は何ですか。大阪と肩を並べてください。以上です。ありがとうございます。

○岩永会長

どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございませんでしょうか。

○三山委員

よろしいですか。

○岩永会長

はい。三山委員、お願いします。

○三山委員

時間給ですので、賃金というか、給料は働いた時間に比例すると思います。それで今、いただきました『パート労働黒書』を見ておられますと、ダブルワークし

ている人が結構いて。それで、そのダブルワークしている方の生協での労働時間って、結構短いですね。これは、本人が望んでも長くすることができないということでしょうか。ダブルワークしているということはそういうことなのかなと思ったのですが。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

長時間の契約を希望しても、受け入れてもらえない実態は、実のところもあります。使用者側の見解は、私には明確に測り知ることはできませんが、やはり社会保険料の負担が増えるということで、短時間のパートが増えていることは実態としてあります。

○三山委員

あと、このパートの方は有期雇用契約ですかね。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

京都生協の場合には、有期雇用が、5年でしたっけ、転換が。なので無期雇用になっている方も多くいらっしゃいます。

○三山委員

わかりました。ありがとうございました。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

大阪と京都で、大阪のほうが高いので、そちらに人手が流れているとおっしゃっていましたが、どうしても人手不足に京都のほうがなると仮にした場合に、最賃に必ず従わなくてもいいわけですから、それよりも上の賃金で人を集めようじゃないかというような、そういった実態というのはないのでしょうか。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

私もそうしてもらえればほんとうにいいと思うのですが。実際のところ、使用者側がイオンみたいに、バンと上げてくれればいいですけど、上げようとしていないのですよね、実態として。人手不足でも、現場は回っちゃうんです、回しちゃうんです、頑張ってる。だから使用者側は、この人手不足でも行けるのだと思って、そのままです。それで、欠員のままでいいです。それで、欠員のままでいいです。回るじゃんと思ってしまうのですよ。回さないと困るのは現場の人間なんですね。

○岩永会長

わかりました。ありがとうございました。  
そういう意味で最低賃金が重要であると。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

そうです。

○岩永会長

わかりました。ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。

○櫻井委員

すみません、よろしいでしょうか。

○岩永会長

櫻井委員お願いします。

○櫻井委員

大阪との最低賃金の違いで、京都が人手不足になるという話がありましたけれども、それは、同じ生協の中でも、大阪に本部を置くような生協と競り負けてしまうという意味なのか、具体的にはどういうことが起きているのでしょうか。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

生協どうしというよりは、他企業ですね。京都生協の中でも、大阪に近いところに店舗がある、お店があるのですが、そこだと、少し行ったら、もう時給が、バンッと上がるのです。そしたら当然そっちに行きますよね。

○櫻井委員

例えばイオンのパートで、大阪にちょっと入ったところで仕事があれば、そちらのほうに流れてしまう、そういうことですか。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉

若い方がほんとうに入ってこないのです。

○櫻井委員

わかりました。

生協さんは、地域に密着したお仕事というところに特徴があって、大きく地域から出ていけないというところが特徴かなと思っていたので。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉  
そうです。

○櫻井委員  
それで、どんな状況なのかなと思いました。どうもありがとうございました。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉  
ありがとうございます。

○岩永会長  
ほかいかがでしょうか。ございませんでしょうか。  
ありがとうございました。

◆京都生協労働組合パート部会 小泉  
ありがとうございました。

○岩永会長  
続いて、次の発表者について事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長  
次の発表の方は、24 ページ、資料ナンバー 9、京都医療介護労働組合連合会執行委員の春山未央さんです。  
よろしくお願ひします。

◆京都医療介護労働組合連合会 春山  
皆さん、お疲れ様です。資料は 25 ページのところから参照いただきながら、聞いていただいたらと思います。  
京都医療介護労働組合連合会青年部の春山と申します。  
京都医労連と京都総評青年部で、2023 年 7 月 10 日から 1 か月間、家計簿調査を行いました。  
現在の京都府の最賃の 1,008 円では、憲法 25 条に掲げられた健康で文化的な最低限度の生活が営めないことが、以下に示す内容、感想から明らかです。最低

賃金を 1,500 円以上の水準に、早期に引き上げることを強く求めますということで、わたしの家計簿、通称『わたかけ』という企画を 20 代から 30 代の青年たちと一緒に行了しました。

方法はすごくシンプルに、毎日の支出を家計簿に記録するということと、月給でもらっている人が多いので、自分の時給っていくらなのかなというところを意識しながら 1 か月間を過ごすという趣旨の内容です。

別途行いました我々どもの試算では、時給 1,500 円で 1 か月働いたとして、一日 8 時間で週休 2 日と仮定をしております。固定費を除き、生活費に使える額はおよそ 16 万 487 円となっております。一応、この 20 代から 30 代の青年層で、一人暮らしを京都市内でしたという想定をしております。以下の四角の囲みの中に計算の詳細が載っておりますので、ご確認ください。

『わたかけ』の結果になります。この企画には、京都医療介護労働組合連合会や全労連、全国一般労働組合京都地方本部や J M I T U、日本金属製造情報通信労働組合京滋地方本部など、6 単産（単位産業別労働組合）の 21 人の青年が参加しました。最後までしっかり記録をつけてくれた 13 人の青年の支出を以下に示しています。下の表をご覧ください。次のページには、それを円グラフ化したものも載せてありますので、あわせてご覧ください。

ざっと見ていただいて、合計のところ、支出合計が 16 万 68 円ということで、先ほど示した 1,500 円で働いた場合の使える可処分所得とかなり近い値を示しているということが見て取れるかと思えます。

内訳ですが、わたしの家計簿の参加者の中で最も大きなウェイトを占めているのは食費でした。食料品 21.1 パーセントと、外食代の 8 パーセントをあわせておよそ 3 割ということになっております。

私ども、2019 年から 3 年間、最賃生活体験ということで、最賃で生活してみようという体験もやったのですが、そのときも食費は 3 割ぐらいを占めていたということをあわせて、補足として報告しておきたいと思えます。

参加者からは、医療費や自動車税などですね。日常生活プラスアルファの突発的な支出が出たときに非常に苦しんだというような声が聞かれました。また寄付とか支えあいという類になりますけど、福祉施設の支援の物販購入とか、安い・早い・うまいで有名な牛丼チェーンの牛丼を食べるのも、今やぜいたく品だというような声が聞かれたというところです。

次のページ、3 番にいきたいと思えます。『わたかけ』に参加した青年労働者の生活実態と最低賃金大幅引き上げの必要性というところです。1 か月間、一緒に企画を行った青年がぼつりところ、体験の中で、そもそも自分は最賃で生活してるわってつぶやいたのですよね。というのは、この計算の中で 1,500 円で働いた場合に 16 万円何某という話をしたと思うのですが、今の青年たちの実態

としては、かなり最賃に近いところ、最賃近傍で生活しているということが明らかになっています。

また急に体調を崩して病院にかかった青年は、4～5万円ぐらい支払ったということでしたが、とても高いと、医療費がめっちゃめっちゃ高いことにびっくりしたと。今の最賃では医療にもかかれないというふうに、健康を守れないということをお口にしていました。

また、私が所属する医療機関などの専門職の青年たちは、職能団体ですね。学会とかそういうところに発表して、自分の研究や成果を発表したりですとか、自己研鑽のために学習会に参加することがよくあるのですが、補助の出る部分もあるのですが、やはりすべてということにはなりませんので、そういうところに、技能を高めるために行くこともためられると。ほかにも、友達の結婚式に参加できないとか、貯金ができないというふうな悲鳴に近いような感想が聞かれました。

京都府内のとある病院の、大卒事務の初任給は17万8200円です。かなり今、申し上げてきた数字と近いということになります。ですので、医療従事者の給与の低さというのは、ほかの産別から群を抜いているなというふうに、残念ながら思っています。

加えて、日本学生支援機構の令和4年学生生活調査によると、大学の昼の部に通う学生さんのデータですが、55パーセントの学生さんが奨学金を借りているということです。返す、返さなくていいというところへんはあろうかと思いますが、約半数の学生さんが借金を背負って社会に出てくるということは、この16万何某から、さらに生活を削って、つまり最賃以下で生活をしていかなければいけないという実態があるということです。

ともに1か月を過ごした青年の言葉を紹介したいと思います。「春山さん、日本国憲法の25条に生存権って保障されていますよね。そこには、健康で文化的な最低限度の生活と書いてあるじゃないですか。今やっているのは、最低の生活じゃないですか。最低限度と最低って違いますよね。」ということをおっしゃったのです。すごく自分らしく生きられていない。ただ生きているだけ、仕事のために生きているだけだということをおっしゃったのだと思います。

昨今の物価高騰や水光熱費上昇のことを考えると、このまま最賃が上がらなければ、最賃近傍で働く青年労働者の生活自体は、さらに苦しいものになるというのは目に見えています。これから将来を担って働いて、この国を支えていく青年たちが、希望を持ってない社会ではいけないと思います。もっと自分らしく、ほんとうに文化的に健康である、25条に保障されるような生活を青年たちに保障するためにも、最低賃金の大幅引き上げが直ちに必要だと考えます。以上です。



○岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問などございませんでしょうか。

東委員、お願いします。

○東委員

発表ありがとうございます。東と申します。どうぞよろしく申し上げます。

一つ確認させていただきたいのですが、『わたかけ』の調査で、13人の方が調査に参加され、データに含まれているということでしたけれども、13人の方はどういった属性の方なのかをお聞きしたいのですが。独身の一人暮らしとか、あるいは実家で暮らしているとかいろいろあると思いますが、そちらを教えてくださいませんか。

◆京都医療介護労働組合連合会 春山

ありがとうございます。ちょっと詳細にデータを取り切れてない部分もありまして、7～8割が独身で一人暮らしだったと思います。あと、家族のいらっしゃる方もいますし、その残り、2割～3割のところ、家族の方とか、実家で暮らしていらっしゃる方もいらっしゃるというような中身になっております。

○東委員

承知しました。ありがとうございます。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

河原委員、お願いします。

○河原委員

介護の関係ということで、少し教えていただきたいのですが、介護職員の方には処遇改善加算というのがあると思いますが、そのほか看護の方々にもそういう補助があるのかということと、それを足されることによってお給料とか最低賃金に何か影響とかはあるのでしょうか。

ものすごく変な考え方をすると、介護処遇改善加算も、最低賃金をクリアしているかどうかを計算する、入れてもいいのですが、それはあんまり望ましくないと言われていて、実態として、企業さんは最低賃金を守った給料の上に乗せていると思うのですけれど。

◆京都医療介護労働組合連合会 春山

ありがとうございます。自分のわかる範囲のところで答えさせてもらうのですけども。最賃はクリアしたうえで乗せているという理解です。ただ、パートさんなんかに関して言いますと、自分が所属していた病院とかでも、今、追い越されているというような状況がありまして、そこは是正をしているというところではあります。

看護師に関しまして、手当とか、夜勤の手当とか、もろもろあるのですけれども、やはり夜勤をしない場合とか、異動があつて、例えば訪問看護に行くとかいった場合に、その手当が一切なくなってしまうときに、最賃割れはさすがにしないとは思いますが、かなり近く、近傍になっていくと。その手当があるから何とかなっているように見えているというような状態ではないかな、というふうに推測しております。

○河原委員

わかりました。

○岩永会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。  
どうもありがとうございました。

◆京都医療介護労働組合連合会 春山

ありがとうございました。

○岩永会長

それでは次の発表者について、事務局よりお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表の方は 27 ページ、資料ナンバー10、J M I T U、日本金属製造情報通信労働組合京滋地方本部組合員の石丸暁彦さん。お願いします。

◆ J M I T U 石丸

J M I T U 京滋地方本部所属の組合員で、大学院生の石丸暁彦と申します。

このたびは京都在住の学生という立場から、学生の生活実態と最低賃金の大幅引上げの必要性について発言いたします。資料は 28 ページからになります。

京都府も推進している S D G s また日本国憲法や教育基本法に示されている考え方からしても、高等教育は望めば誰もがアクセスできるものでなくてはな

りません。しかしながら現在の日本の高等教育では、その理念に反して、非常に重い家計負担が発生します。

直近の30年間、親や保護者の賃金はほとんど上がっていないにもかかわらず、日本の大学の学費は約40パーセントも値上がりしています。したがって日本の学生の多くは、貸与型奨学金という名目で数百万円にも上る多額の借金を背負いながら、同時に学生生活の時間の多くの部分をアルバイトやギグワークにあてることによって、どうにか学費や生活費を工面している状況にあります。

日本学生支援機構が実施している『学生生活調査』によれば、学生の収入総額に占めるアルバイト収入の比率は増加傾向を示しており、また2022年時点のアルバイト従事者の割合は、昼間部の大学学部では83.8パーセント、修士課程では86.5パーセントにも上ります。すなわち日本の学生の多くは、学生生活を維持するために最低賃金額と同等程度の水準の時間給で働く非正規の短時間労働者なのです。

この間の異常な物価高騰もあいまって、次の三つの側面から京都で学ぶ学生の生活は非常に急迫しています。

第1に、ただでさえ高額な学費が、さらに値上がりしています。全国的に学費値上げの動きが拡大していますが、ここ京都においては、ことしに入ってから、すでに三つの私立大学で学費の値上げが実施されています。

第2に、あらゆる生活必需品や就学品が値上がりしています。京都私立大学教職員組合公費助成推進会議が実施した『2023年度私立大学生保護者の家計負担調査アンケート』の集計結果では、下宿生の1日当たりの生活費は、8年連続で1,000円以下となり、学生のアルバイト収入の使途の約6割が、交通費や書籍費、日常生活費などの学生生活に必要な費用に充てられています。

第3に、親や保護者による高等教育費の負担は、すでに限界に達しています。さっきと同じ『2023年度私立大学生保護者の家計負担調査アンケート』の集計結果を見てみると、自宅外通学の新入生の入学の年にかかる費用が、家庭の税込年収に占める割合の約36.5パーセントに及び、前年度から6.2パーセント増えています。

他方、経済状態が悪化する中でも、次の二つの理由から、学生は就労時間をこれ以上増やすことができない状態にあります。第1にこの間の高等教育の現場では、成績評価の厳格化が進められるとともに、奨学金制度においては、厳しい成績要件が課されるようになってきました。したがって十分な就学時間を確保できず成績が悪化してしまえば、奨学金を打ち切られてしまい、学生生活を維持することが一層困難になってしまうのです。

新聞報道によれば、すでに2020年度から2022年度までのあいだに、京都府内27大学で少なくとも1,666人以上もの学生が成績不振を理由として奨学金を

打ち切られています。

第2に、学生生活期間中に行われる就職活動が早期化、長期化している傾向にあります。内閣府委託調査事業の『学生の就職採用活動開始時期等に関する調査』によれば、2019年調査の時点で最大で54.1パーセントの学生が就職活動により学習に支障が生じたと回答しています。

2024年現在では、さらに多くの学生が早期化、長期化している就職活動のために、十分な学習時間を確保できていない可能性があります。

私たちJMI TU京滋地方本部は、京都総評が実施した『最低生計費調査』の結果を踏まえ、京都府の最低賃金額を少なくとも時間給1,500円以上に引き上げることを求めます。現行の最低賃金は、日本国憲法第25条に明記されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するだけの水準にまったく達していません。

したがって今回の最低賃金に関する審議においては、その最低賃金の額で、人間らしい普通の生活を成り立たせることが可能かどうかという視点に立って、引き上げの額を判断していただきたいということを強く申しあげます。時間給1,500円以上が実現すれば、学生本人や親、保護者の経済状態が大きく改善され、学ぶことを諦めてしまう学生を減らすことにつながるだけでなく、学生が就学や就職活動などの諸活動のために、より多くの時間を確保できるようになります。

現在の京都府は子育て環境日本一を目指していますが、そうであるならば、最低賃金の引き上げにおいて全国的先頭に立ち、子育てのしやすさ、学びやすさを実現してほしいと思います。学生の生活、学習権、そして将来を守り、誰一人取り残さないために、京都府の最低賃金額を少なくとも時間給1,500円以上に引き上げることを再度強く求めて、発言を終わります。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表についてご質問などございませんでしょうか。

○櫻井委員

よろしいでしょうか。

○岩永会長

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員

どうもありがとうございました。何度かアルバイトやギグワークに言及されてきました。実際に大学の学部生や院生さんの中で、雇用されてアルバイトというかたちではなくて、ウーバーのような働き方で働く人が結構いらっしゃるのでしょうか。

また、その場合は、個人事業主のようなことになるので、最低賃金の審議という観点からいうと、どのような影響をその人たちは受けると思われるでしょうかということをお尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

◆ JMITU 石丸

はい、ご質問ありがとうございます。

まず、ギグワークをしている学生がどれだけいるかというご質問ですが、全国的な統計調査などの資料を見つけることができなくて、全国的な実態はよくわからないのですけれども、ウーバーイーツとか、あるいはタイミーというかたちで、そういったプラットフォームを用いて単発に請け負う仕事、ギグワークをしている学生は、いくらか私のまわりにもいます。

続いて、最低賃金額の引上げがそのギグワークをしている学生にどう関係してくるかというご質問ですが、当然ながら最低賃金額を下回るような給料、あるいは支払いの額をギグワークを提供している側が設定してしまいますと、そこに学生は行かなくなるということで、最低賃金の引上げによって大きく上げられますと、ギグワークを提供する側も学生労働者を集めることができなくなるという点で、支払う額を上げざるをえなくなるということで、今回の最低賃金の大幅な引上げができれば、ギグワークをしている学生の生活状況もより改善されるのではないかと思っています。以上です。

○櫻井委員

どうもありがとうございました。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

今のことに、関連してですけれども、状況を存じあげていないのですけれども、現状としてはそのギグワークの賃金というか報酬は、一般のアルバイトの価格に比べて高いのか低いのか。相場感というのはどのようなものでしょうか。もしご存じであれば教えていただければと思います。

◆ JMITU 石丸

相場感というのはちょっとわからないのですけれども、例えばウーバーイー

ツですと、ウーバーイーツが出てきた当初は、かなり報酬額は高めに設定されていて、アルバイトよりも稼げるという実態があったのと、それから隙間時間にできるという点で、学生も使いやすかった、空きコマなどにできやすかったという、そういう利点があったかと思います。

ただ、ウーバーイーツについても、その報酬の単価はどんどん引き下げられていまして、今ではなかなか稼ぐことは難しいというような状況になりつつあるのではないかという認識を持っています。

ちょっと具体的な相場というのはお答えできないのですが、そういう認識です。

○岩永会長

ありがとうございました。

では三山委員、お願いします。

○三山委員

もしご存知だったら、独自の調査についてお聞きしたいのですが、アルバイトは大学生活を維持していくために必須という感じで、今は発表をお聞きしたのですが、これは1週間にどれぐらい、アルバイトに時間を使っているかというのが、わかったら教えていただきたいのですが。

◆JMITU 石丸

今ちょっと資料を準備していないのですが、日本学生支援機構の学生生活調査か、あるいは大学生協が実施している調査では、生活の時間のどれぐらいの時間を労働時間に当てているかというデータがあったかと思います。

私の身近な学生、独自の調査というか、アンケートをして得た調査によると、12時間以上働いているという人もいまして、中には15時間というような長時間にわたってアルバイトをしている学生もいます。

こういうアルバイトをしなければ生計は維持できないのですが、アルバイトをしてしまうと学習の時間や研究の時間を削られてしまいまして、かなり苦労しているというような実態です。

○三山委員

ありがとうございました。

○岩永会長

どうもありがとうございました。

◆ J M I T U 石丸

ありがとうございました。

○岩永会長

それでは次の発表者について、事務局よりお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表者の方は、43 ページ、資料ナンバー11、京都弁護士会副会長の木村充里さんです。お願いします。

◆京都弁護士会 木村

こんにちは。京都弁護士会の副会長の木村充里と申します。本日は意見発表の時間を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

私たち京都弁護士会では、お手元の資料、本日また新たに配布された1枚もののA4の資料があると思えますけれども、先ごろ7月24日付で会長声明を発出いたしました。題名が『低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと地域間格差の是正、実効的な中小企業支援を求める会長声明』というタイトルです。お手元にA4、裏表印刷の紙があると思えます。それを7月24日付で発出いたしました。こちらは、国の関係機関をはじめ、関係各所に送付させていただいておるものです。

このような、京都の発出したものと同じような趣旨の会長声明は、京都だけでなく全国各地の弁護士会や日本弁護士連合会から続々と発出されています。

私たち弁護士は、日々の業務の中で、低賃金で働く方や経済的に苦しい方の相談をお聞きしたり、ご依頼を受けたりすることがよくあります。お話をお聞きすると、最低賃金同然やそれに近い水準の賃金しかもらっていない方が少なくないことにほんとうに驚きます。

最低賃金を大幅に引上げることは、そういった方々の生活を支えていく上で大事なことだと思うからこそ、各地の弁護士会が声を上げております。先ほどの意見表明の話の中で、ゆとりのある生活をというお言葉もお聞きしたと思えます。それは決して海外旅行に行ったりとか、外車に乗ったりとかではなくて、今月赤字じゃなかったらいいとか、たまには外食に行きたいとか、それぐらゐのゆとりのある生活をだというふうなご意見があったかと思えます。

あるいは、これからの若い人が希望を持ってない社会になってしまっはいけないというご意見もあったかと思えます。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としておりま

す。その使命に基づいて、社会秩序の維持や法律制度の改善に努めなければいけないという使命を帯びています。

今のこの現状につきましては、憲法 25 条の保障する健康で文化的な最低限度の生活に達しているのだろうかということはもちろんですが、たった一人のために、一人一人が、一人一人のために、私たちが声を上げていかなければいけない。憲法 13 条で個人の尊重ということがすべての国民に保障されるということも言われておりますけれども、そのような状態が実現されていないのではないかというふうに、先ほどの意見表明を伺って感じました。

まず、物価上昇を背景に実質賃金の減少が続いていることも、最低賃金を大幅に引上げるべき理由の一つとされているかと思えます。物価の上昇については、私も、皆さん方も日々、実感されているのではないかと思います。

ロシアのウクライナ侵攻などに起因して燃料や資源価格等の高騰、また続いて円安による輸入コストの増加の影響で、食料品や光熱費など、生活関連の価格が上昇を続けています。総務省が公表する消費者物価指数によれば、2020 年（令和 2 年）を 100 としたときの 2024 年、本年、令和 6 年 4 月の消費者物価指数（総合）は 107.7。7 パーセント以上上昇しております。

2023 年、昨年、令和 5 年 4 月との比較で見ても、2.5 パーセント増となっております。生活に欠かせない食料費の指数は 116.4 と、2020 年（令和 2 年）から 16 パーセント以上上昇し、2023 年（令和 5 年）4 月と比べても 4.3 パーセント増となっております。しかも生鮮食品は 121.5 と 21 パーセント以上上昇して、2023 年（令和 5 年）4 月比で 9.1 パーセント増となっております。上昇が続いているということが言えるかと思えます。

このような物価上昇を背景に、実質賃金は本年 5 月、速報値ではありますが、そこまでで 26 か月連続で低下しており、家計の苦しさを表しております。この 26 か月連続という数字は、リーマンショック前後の 23 か月連続を超え、過去最長を更新しています。

特に生鮮食品を含む食材費の物価上昇と実質賃金の低下は、家計に占めるそれらの割合が大きい低所得世帯に対しては、相対的により大きな影響を及ぼすといえると思えます。

京都地方最低賃金審議会は、昨年 8 月に当時の最低賃金額、時給 968 円から 40 円引上げられて時給 1,008 円に改正することが適当であるとの答申をされ、その答申を受けて昨年 10 月から、京都府の最低賃金が時給 1,008 円に引上げられました。40 円という引上げ額は過去最大であり、審議会の活動に京都弁護士会としても敬意を表すものです。

ただ物価上昇と実質賃金の低下に鑑みると、残念ながらと申しますか、最低賃金水準で働く労働者の皆さんの生活が豊かになったということはまだできない



のかなと思います。最低賃金も物価上昇や実質賃金の低下に対応して、より一層増額されるべきだと存じます。

最低賃金を引上げることは、地域経済を活性化させることにもつながります。中央の審議会で50円引上げの答申がなされたということがございますが、京都地方最低賃金審議会におかれましても、ことしも最低賃金額の大幅な引上げを行い、もって労働者の皆さんの健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すことをお願いとして、京都弁護士会としての意見とさせていただきます。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表についてご質問などございませんでしょうか。

河原委員、お願いします。

○河原委員

ありがとうございました。河原でございます。

頂戴しました会長声明、3番のところに中小企業さんへの支援策ということが書かれているのですが、中小企業さんに対して支援しなくてはいけないところ、やはり就労調整による人手不足、これは大きな問題だと常々感じていて、厚労省のほうでも支援パッケージを出していたりするのですが、あるいは現実的な、あんまり根本的な解決にならないと思うのですが、そのためにいろんな制度、法律をからめて考えないと根本的な解決はできないのかなと思いますが、そのあたり何かご意見がございましたら聞かせていただければと思います。

◆京都弁護士会 木村

そうですね、この場でちょっと私から詳しくご説明するのは難しいのですが、弁護士会におきましても、中小企業支援のセンターがございまして、そこでいろんな部会がいろいろな試みを行っておりまして、私たちは法律制度の改善などについても働きかけを行うべき使命を帯びておりますので、弁護士会のそういった活動を通じて、私たちも検討結果というのを伝えるべきところにしっかりとお伝えしていきたい。回答になっているか、わからないのですが、そのように考えております。

○河原委員

ありがとうございました。

○岩永会長

いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

◆京都弁護士会 木村

ありがとうございました。

○岩永会長

それでは、次の発表者について事務局よりお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表の方は、46 ページ、資料ナンバー12、ユニオンネットワーク・京都の服部恭子さんです。

お願いします。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部

こんにちは。ユニオンネットワーク・京都から意見表明をさせていただきます。

表明の趣旨につきましては、資料にありますとおりです。1,500 円以上を求めるということと、7 月以降も物価上昇が予想されるので、最低賃金は 10 月、4 月の年 2 回の改定にしてほしいということと、生活保護との整合性に関しては、ひとり親世帯等の生活保護水準に、要するに最低賃金のあるべき水準を明確に、生活できるレベルで決めてほしいということ。

あとは公開についてです。傍聴の制限なしで小委員会も含めて公開してほしい。それから議事要旨と議事録は公開されているのですけれども、タイミングとしてちょっと遅くて、京都の答申が出てから、異議申し立ての締め切りまでのあいだに議事録が出てこない。それで議事要旨はほとんど議題表だけしか書いてないので、どういう議論が行われたのかというのがわからない。で、思い込みで、一方的に「低すぎる」ということだけ、毎年表明させてもらっているのですけれども、まあ公開してほしいということ。タイミングよく公開してほしいということをお伝えしたいと思います。

物価高の件に関しましては、多くの方がおっしゃってしまして、私も同意見です。

水準に関しては、1,500 円で、どの程度、今、生活に資するののかというのは、ちょっと私もこの間の物価高の反映がどうなっているのかというのがよくわかりませんが、私どもの考える水準というのは、ILO の条約に規定されているように、労働者とその家族の生活ということを意識してほしいということで、毎年言

わせてもらっています。

少なくとも一人の労働者が、一人の扶養家族、一人の子どもを育てられるという水準で考えていただけたらなというふうに思っております。その上で、ちょっと付け加えになるのですけれども、私どもは、私自身は地域ユニオン、一人でも入れる、誰でも入れるというところで、労働相談を含めて活動しているわけですが、この間多いのは、雇用類似、雇用契約じゃない労働者の相談です。

したがって請負であったり委託であったりというふうな、具体的な契約形態は違うのですけれども、最低賃金を下回っているケースがいっぱいあります。見かけは最低賃金よりもはるかに高い契約内容であったとしても、なんだかんだ言って引かれていって、手取りになると全然追いつかないというふうな中身もたくさんあります。

それから、もう一つ問題だと思っているのは、公務非正規です。公務非正規で昨年も最低賃金が上がったときに、公務非正規、会計年度任用職員の方が最賃より低いという話が話題になったかと思いますが、こうしたことが起こらない仕組みを最低賃金制度の中に何らか盛り込むことはできないのかと。ギグワークであったりとか、プラットフォームであったりとか、いろんなかたちで働き方は多様化しているけど、最低賃金制度がカバーできる範囲がどんどん狭まっているのではないかという危機感を持っています。

もう一つは格差の問題です。日本社会の格差がどんどん広まって、深まって、深刻な問題になっていると思っています。私たちが実感できるものでは、一つは雇用身分の格差です。正規、非正規。わかりやすい話です。労契法（労働契約法）ができ、パート有期法ができ、同一労働同一賃金に向けて社会が歩み出したのかという期待感もありましたが、実態として、今、企業の中で行われていることは、こうした法律に抵触しないように、正規と非正規の仕事をはっきり区別するということです。

雇われている以上、業務命令で仕事をしておりますので、やれと言われぬ仕事はできない。やるなと言われた仕事はできないわけです。そうすると、単純な仕事か軽易な仕事、責任の低い仕事しか与えられなければ、いつまでたっても均等待遇なんて実現しないということなんです。

ここであえて格差問題を言わせていただくのは、企業の実態がそういうところに来ているということなのですね。だから低賃金労働者にとって賃金引上げの希望というのは、もう最低賃金しか残っていないのだという、このことを認識していただきたい。

それから二つ目は、企業間の格差です。今春闘では、大企業を中心に大幅賃金の引上げがありましたけれども、中小零細の下半分は、それ、どこの世界の話やねんという、そういう状態です。

定期昇給制度すらない、ことしは賃上げ無理ですと言われたら、もう一銭も上がらないという企業がたくさんあります。そういう格差が非常に開いておって、下のほうの下のほう、あるいは初任給の労働者にとってみれば、最低賃金というのは自分の問題です。時給労働者の問題ではなくて、月給制で働いている自分の問題なのですね。そこをぜひ意識していただきたい。

それから三つ目は地方格差。これについては、多くの意見表明の中に言われていましたので、それはそれで私も同意見なのです。それで、2017年、7年前のデータなのですが、県民所得ランキングというのをぱっと見つけて、見たんですけれども、トップ東京で542万円です。最下位は沖縄で234万円です。2.3倍の差があるのです。平均の県民所得。これが全部、最賃制度のせいだとは言いませんけれども、影響していると思います。ここもぜひ考えていただきたいということです。

いろいろ言わせていただきましたけれども、柔軟な改定と1,500円以上を目指してということ、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○岩永会長

どうもありがとうございました。

ただいまの意見発表について、何かご質問ございませんでしょうか。

三山委員。

○三山委員

雇用形態による差別をなくすということで、法律が整備されてくる中で、雇用形態によって担当させられている仕事が変わってきているという発言があったと思います。これは結局、責任がある仕事だとか、難しい仕事とかを担当すること、つまりキャリアを構築することによって賃金を上げるということは、もうすごく難しくなっているという理解でよろしいでしょうか。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部

はい。すべてがそうかどうかはわかりません。少なくとも私が交渉している相手方の企業では、労契法（労働契約法）20条裁判の最高裁判決の中身とかをしっかり読み込んで、どういうふうに区別しておいたら均等待遇をせよと言われてないかという対策として、明らかに仕事内容を変えてきています。

○三山委員

ありがとうございました。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部  
ありがとうございます。

○岩永会長

いかがでしょうか。

どちらかという、大企業と中小企業で、賃上げについてだいぶ差が出てきているということで、そういう意味で、最低賃金の果たす役割は大きいのではないかとご指摘がありましたけれども、他方で、そういったときに必ず出てくる意見として、逆に最低賃金を上げると中小企業の経営負担に直結して大変だという意見も聞かれるところでもあります。

労働者側からみて、そういった中小企業について、最賃を上げたときに何か求められる対策について、何かご意見ございますか。

◆ユニオンネットワーク・京都 服部

中小企業の経営の安定とか賃上げのための支援策というのは、さまざまあるのは知っていますけれども、ほんとうに私たちが付き合っているような、事務方がほとんどいないような零細企業の場合ですね。そういった制度を知ること、それを活用するために書類をつくることも、すごい負担になっていると思います。

だから、できるだけシンプルで真水の支援がいるのだと思うのですよ。あれして、これして、こうしたら、これだけのものが出ます、じゃなくて、賃金上げたらこれだけの補助金が出ますよとか、賃金上げたら社会保険料が下がりますよとか、わかりやすくシンプルなやつがいいと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

関係労使の意見発表は以上ですが、京都府最低賃金の改正決定について複数の団体から要請があります。事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明します。本年度は2団体から署名が提出されています。

まず51ページ、資料ナンバー13は6月25日にユニオンネットワーク・京都から京都労働局長と当審議会に提出された署名です。全国どこでも1,500円の早期実現を求める署名でございまして、今回425筆の提出を受けております。

次に 52 ページ、資料ナンバー14 をご覧ください。これは京都総評から提出された京都労働局長宛での請願署名です。直ちに最低賃金時給 1,500 円への引上げと中小企業支援策の抜本改定を求める請願でございまして、ウェブ署名を含めて 7 月 24 日に 11,566 筆の署名の提出を受けました。以上です。

#### ○岩永会長

ただいまの要請署名について、ご質問ありませんでしょうか。

今後の審議においては、本日の意見発表と要請の署名を踏まえて議論を深めていきたいと思えます。

それでは、次の議事に移りたいと思えます。

続いては、京都府最低賃金の改正審議について、目安小委員会の審議状況についてでございます。中央最低賃金審議会から目安答申がなされましたので、その状況など京都府最低賃金の改正審議に関し、事務局から説明をお願いします。

#### ○清水賃金室長

説明いたします。すでに広報などにより概略はご存知だと思いますが、事務局から整理してご説明いたします。

まず経過ですが、6 月 25 日に本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長に対し、調査・審議を求める諮問が行われました。その諮問を受け、目安小委員会が設置され、6 月 25 日を皮切りに、5 回の目安審議が行われました。

その結果、7 月 24 日に『中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告』が取りまとめられ、7 月 25 日、中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣宛てに目安の答申が出されました。

本日、机上配布されております資料、タイトルが『中央最低賃金審議会答申令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）』となっている資料をご覧ください。この答申文には、別紙 1 の『目安に関する公益委員見解』と別紙 2 の『中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告』が添付されております。

それを 1 枚めくって、右側の別紙 1 のところでございますが、各都道府県の引上げ額の目安については A ランク、京都が入っている B ランク、C ランクとも 50 円となっており、仮に目安どおり引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,054 円になります。この場合、全国加重平均の上昇額は 50 円となり、昭和 53 年に目安制度が始まって以降で最高の金額となります。

答申文に戻りまして、その答申文の下の項目 1、令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安については、この金額に関し意見の一致を見ることは至らなかった。2、地方最低賃金審議会における審議に資するため上記目安に関する公益委員見解

(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする書かれていまして、以下に、3には地方最低賃金審議会への期待が記載されており、項目の4から8については、政府に対する要望が記載されております。

答申文の1枚をめくって、2枚目の別紙1の一覧表の下にある項目2には、目安に関する公益委員の見解が記載されております。ここでは労働者の生計費、賃金、通常の賃金の支払い能力などから各ランクの引上げ額の目安に関する見解と政府に対する要望、地方最低賃金審議会への期待などの記載があります。

簡単でございますが、目安についての説明とさせていただきます。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

よろしいでしょうかね。

それでは次の議事へ進みたいと思います。

次は、前回提出資料の補足説明についてです。事務局からご説明お願いいたします。

○清水賃金室長

前回、6月27日の審議会で2点ほどのご指摘、ご質問がありましたので、説明いたします。

まず1点目は、前回配布しました資料ナンバー4『京都府経済の動向』の12ページに、百貨店、スーパー販売額が示されていますが、このスーパーの定義は何かということです。

京都府総合生活環境部企画統計課に確認したところ、経済産業省が全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的として実施している商業動態統計調査の対象となるスーパーのことでありまして、50人以上の小売業で、売り場面積が1,500平方メートル以上で、かつ50パーセント以上がセルフサービスのものであるとの回答をいただきました。

続いて2点目ですが、時間当たりの賃金額が上がっていることが、世帯年収の引上げにつながっているのか。それが消費の活性化に影響しているのかというご質問ですが、これは机上配布しております『総務省統計局家計調査報告家計収

入編』では2人以上の世帯のうち勤労者世帯の家計収支が示されています。

ここでいう勤労者世帯は、平均世帯人員が3.23人、平均有業人員が1.78人です。家計調査報告の8ページに実収入が示されていますが、令和5年の2人以上の世帯のうち勤労者世帯の実収入は1世帯当たり1か月平均60万8182円であり、平均に比べ名目1.5パーセントの減少、実質5.1パーセントの増加となりました。

世帯主の平均収入などは名目減少、世帯主の配偶者の収入は名目増加となっています。

なお、10ページには消費支出が示されており、2人以上の世帯のうち、勤労者世帯の消費支出は1か月平均31万8755円となっており、平年に比べ名目0.6パーセントの減少、実質4.2パーセントの減少となっております。

なお、ここでいう名目とは、額面どおりの金額のことでありまして、実質とは物価の変動を取り除いた場合のことを言います。

前回の提出資料の補足説明については以上です。

○岩永会長

はい、1点目は資料にありました京都府経済の動向におけるスーパーの定義に関するものであります。

2点目は最賃というか、時間当たりの賃金が上がっているということが、世帯の収入の引上げにつながっているのかというご質問について、現状としてはこうなっていますというものです。名目でも上がってなくて、実は減少しているということですがけれども、ここについてはまあ、さまざまな要因が考えられるということでした。

以上でございますが、今の点について、何かご質問等はございますでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

それでは、議事は以上でございます。

続いて今後の日程ですけれども、次回の本審、第3回地方最低賃金審議会は、8月5日月曜日の午後4時から、京都労働局6階会議室において開催する予定ですが、日程変更の可能性もございます。日程を変更する場合には事務局から連絡をお願いいたします。

事務局のほうから、何かありますでしょうか。



○清水賃金室長

8月5日に予定されている本審は、専門部会の審議状況によっては8月6日以降に変更されることもあります。日程を変更する場合は、わかり次第、事務局から、委員の皆様と傍聴者の皆様にご連絡いたします。

事務局からは以上です。

○岩永会長

暑い中、大変厳しい日程となると思いますが、委員の皆様、どうぞご協力のほうをお願いいたします。

そのほか、質問などございますでしょうか。

ないようでございますので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。

(終了)

以上